

岡山県文化賞授与規程

(目的)

第1条 知事は、岡山県の芸術又は学術（学術に関連のある技術を含む。）の発展に著しく貢献した者に岡山県文化賞（以下「文化賞」という。）を授与する。

(対象)

第2条 文化賞は、県内に住所を有する個人又は団体に授与する。

(授与の時期等)

第3条 文化賞は、毎年1回、賞状、賞金及び副賞を授与して行うものとする。
2 文化賞の受賞者は、原則として2名（団体を含む。）以内とする。

(選考及び決定)

第4条 文化賞の受賞者は、知事が岡山県文化賞選考委員会の意見を聴いて決定する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月24日から施行する。